

7-6 評価

1 評価の考え方

評価は、調査及び予測の結果を踏まえて、対象事業の実施により環境要素に及ぶおそれのある影響が、実行可能な範囲内で回避・低減されているかどうかについて行う。国又は県若しくは関係する市町村によって環境保全の観点からの基準又は目標が定められている場合については、これらとの整合性についても検討を行う。

評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにする。

2 評価の基本的な手法

(1) 影響の回避・低減に係る評価

対象事業の実施に伴う水質、水温及び底質への環境影響を回避・低減するために、事業者が行った環境保全措置の効果、選定根拠等に基づいて、実行可能な範囲で回避・低減されていること、及びその程度について、評価する。

(2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの施策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これらと対比して評価する。

- 環境基本法及びダイオキシン類等対策特別措置法に基づく環境基準
- 水質汚濁防止法に基づく規制基準及び愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）に基づく規制基準
- 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」
- 「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」
- 水道水に関する「水質基準に関する省令」に基づく水質基準

【参考】産業排水に関する法規制

昭和45年に制定された水質汚濁防止法は、①工場・事業場から公共用水域への排出水と、②工場・事業場から地下への浸透水を規制し、③生活排水による汚染対策の実施を推進することによって、公共用水域と地下水の水質汚濁を防止するものである。「水質の環境基準」を達成、維持するために水質汚濁防止法では工場などから排出される排水の規制に当たって、「排水基準」及び「総量規制基準」という2つの手法を採用している。

ア 排水基準について

公共用水域に排出される排水に対して、排水の汚染状態の最大限度を示したもので、有害物質又は水質項目ごとに設定され、この基準に適合しない排水は公共用水域への排出が規制されている。全国一律の基準ではあるが、汚染源の密集した地域では水質の汚濁や「環境基準」の維持が困難な場合があるため、愛媛県においては、さらに厳しい基準を設けており、「一律排水基準」よりも厳しい排水基準を「上乗せ基準」、一律基準にない項目の「排水基準」の設定を「横出し基準」と呼んでいる。

「排水基準」の適用を受ける規制対象は、特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場）などからの排水であるが、1日の排水量が50m³以下の小規模事

業場は、水の汚染が著しくても人の健康の保護に係る項目以外は、「排水基準」を適用しないことになっている。

イ 総量規制について

「排水基準」や「上乗せ基準」だけでは環境基準の確保が困難な水域を指定し、汚濁の削減目標を定めたもので、この目標に基づき、水域周辺の工場に対し、汚濁排出量の許容限度（COD量）を割り当てて汚濁流入量を重点的に抑制しようとする制度である。濃度ではなく、水量の加味した汚濁物質の絶対量で規制する。濃度の高い排水を排出する工場はもちろん、濃度が低くとも大量の排水を排出する場合には排出COD量を削減するためにより高度な処理が要求される。

7-7 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、代替案の検討、必要な部分についての施設の設置位置の変更、施設の構造の変更、環境保全施設の追加、施設の供用方法の変更、工事の実施方法の変更、自然環境の復元等について行い、土地の形状の改変、水面改変、植生改変、仮設工作物設置、資材の採取、掘削土の処理等工事の実施に係るものについても留意する。

また、環境保全措置は事業の計画策定の過程で行ったものと、環境影響評価の結果、必要となったものを区別して、経過を明らかにするとともに、この結果として、対象事業の実施による影響の回避・低減の程度ができるだけ明らかにする。さらに、環境保全措置は、事業者の責任において実施すべきことと、事業者だけではできないことを区別しておく。

(4) 水処理技術

排水の処理方法は、排水量と水質、そして、周辺状況によっていくつか選択することができる。

原則として、排水は種々のものを混合して排水するよりも、なるべく上流において、汚染度の低いうち、つまり汚濁負荷の小さいうちに処理することが、効率の良い排水処理につながる。例えば、製造工程に直結したラインから排出される汚染度の高い少量排水と、冷却水のように使用後もほとんど化学的性質が変わらない排水がある時、これらは一緒に処理するより系統別に単独に扱った方が経済的である。

周辺状況の一つとして、放流先水域の条件が挙げられる。放流先の状態（河川か、湖沼か、海域か等）、そこでの水使用の状態、規制状況などにより処理目標が定められる。排水中に人の健康に直接影響する有害物質を含む場合は特に留意する必要がある。

これらの処理技術としては、スクリーン除去や、沈降分離など原始的な処理から、機能膜、制御された微生物などを使った、高度な処理、処理単価の高い処理まで多くの技術があるが、処理能力と設備の大きさなどによって、最良な処理方法を選択することが望まれる。

(1) 工事の実施における環境保全措置

- 土木工事の各段階での排水水量の調整を行う調整池（沈砂池）の設置
- 調整池（沈砂池）の適切な維持管理（沈殿土砂の除去など）
- 排水路（管等）の設置等
- 凝集沈殿装置の設置
- 盛土面の転圧、シートでの覆い